

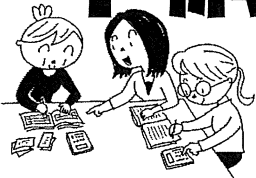
民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町11-20
TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240
メールアドレス susakiminsyo@gmail.com

消費税
インボイス
中止

申告 準備班会に参加を



※近日中にお届けする
自主計算パンフレット(2冊)をご持参ください



あつという間に過ぎる
といわれる3カ月です。
申告に向けて準備しま
しょう。

一月は行く
二月は逃げる
三月は去る

準備班会 日程	時間		会場
	午後の部	夜の部	
1月27日(金)	13時30分~	18時30分~	須崎市多ノ郷公民館 1階多目的室
1月30日(月)	13時30分~		佐川町民総合文化センター 東講座室
2月 2日(木)	13時30分~	18時30分~	四万十町 岩井事務所

インボイス学習会 < 会外向け >

今年10月開始予定のインボイス制度とは? まだ知らない方! インボイス学習会で学ぼう!

インボイス学習会 日程	時間	会場
2月 8日(水)	14時~15時	須崎市立市民文化会館 中会議室
3月20日(月)	14時~15時	四万十町地域交流センターくぼかわ 町民活動支援室

国保 コロナ傷病手当金

国民健康保険に加入している被用者(雇われている方)が新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われるため、仕事を休みその間の給与が受けられない場合に、生活を守るために支給される手当。

◆期間◆

令和2年1月1日~令和5年3月31日の間で、療養のため仕事に就くことができない期間(入院が継続する場合は最長1年6か月まで)

※2年を経過した場合は請求できません

◆日数◆

仕事に就くことができなくなった日から起算して、3日を経過した日から、仕事に就くことができない期間のうち、就労を予定していた日

◆支給額◆

支給額は概ね給与の3分の2が支給されます。

対象の方、申請お忘れなく!

